

第17回

日時：令和5年3月8日(水) 14時～16時

場所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊	神戸市行財政局住民課システム担当係長
木野内 誠	筑西市企画部情報政策課課長補佐
岡田 寿史	前橋市未来創造部情報政策課長
千葉 大右	船橋市デジタル行政推進課課長補佐
摩尼 真	町田市総務部情報システム課担当課長
坪田 充博	日野市企画部情報政策課長
高林 儒希	藤沢市市民自治部市民窓口センター主任（代理出席）
大竹 芳弘	三条市総務部情報管理課課長補佐
金泉 嘉昭	出雲崎町町民課長（欠席）
片桐 康則	飯田市市民協働環境部市民課課長補佐
平松 弘三	倉敷市デジタルガバメント推進室主任（代理出席）
津留 薫	久留米市市民文化部市民課課長補佐
能沢 英志	神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹
藤井 敏久	京都府町村会理事兼企画振興課長
樋口 浩司	地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長
佐藤 勝己	地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長
吉田 稔	地方公共団体情報システム機構被災者支援システム全国サポートセンター長
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
前田みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
三木 浩平	総務省デジタル統括アドバイザー

【議事】

状況報告・意見交換

【概要】

状況報告・意見交換

事務局より資料「資料1 今後の住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の修正点（案）」の説明を実施。

事務局より資料「資料2 指定都市要件に係る標準仕様書の修正点（案）」の説明を実施。

事務局より資料「01【資料外：取扱注意】振り仮名等に関する取扱いについて」の説明を実施

【全国照会関連】

■個人番号連携の留意点について

○資料1のP.5にて、特定個人情報の利用制限に関して追記されているが、個人番号を連携するか否かにかかわらず特定個人情報の提供となるケースがあるのではないか。個人番号自体を連携しない場合であっても、連携先のシステムにて、個人を突合し個人番号を特定できる場合は、特定個人情報の提供に該当となるため、別途条例を設ける必要があるのではないか。修正案の記載のように、番号法第9条に規定される事務だからといって必ずしも個人番号を連携できるというものではないと考える。

→当記載の趣旨としては、住民記録システムより連携する個人番号に限った記載である。住民記録システム標準仕様書の内容としては、当該記載で問題ないと考える。

■再転入者判断のための個人番号利用機能等について

○資料1P.4について、「除票データ」と記載のあるデータについては、住民記録システムから除票になったデータという認識で間違いはないか。

→お見込みのとおり、除票データについては、住民記録システムに登録された住民の除票である。法的な位置づけの除票とは別に、住民記録システム内の除票データについては、5年保存するとしているが、一方で再転入者の検索として利用する場合、5年保存のデータのみを検索すれば足るとの説明は制度論上、困難である。検索機能としては住民記録システム及び除票データベースどちらも検索できる機能は、別途担保されていることも踏まえ、5年経過後の除票も検索対象として必要ということで当該修正をした。

○除票については、一度住民記録システムに登録された人が対象となると認識したが、他業務システムにおいて管理されているいわゆる住登外の転入者について、宛名番号の検索及び再利用をすることは検討されないのか。本市においては、住登外者の宛名番号再利用は既に可能であり、例えば市外に住んでいるが市内に土地を持っている方が転入してきた場合、すでに管理している情報があることから、宛名番号（住民情報）を再利用している。宛名番号の再利

用ができなくなると各業務所管の業務に影響が出る可能性もあるのではないかと。ベンダーの現行パッケージの状況等も含めて、検討があればご教示いただきたい。

→ベンダーの実装状況はさまざまであるため、一概に答えることは難しいが、住登外者の管理等については、住民記録システムとして何を標準仕様とすべきかという点が重要であり、住民記録システムの標準仕様書としては住民記録システムに登録された者を検索する機能を具備することが妥当でないかと考える。また、住登外者の突合に当たっては、転入時に4情報で突合する必要があるが、各業務で管理する4情報がどの程度正確かという観点もある。共通機能の検討に当たり、個人番号の利用についてもデジタル庁含め協議したが、個人番号の利用については難しいという結論となっている。現在実施できていることができなくなり、業務負荷が高くなるというご意見があることは認識した。

○住民記録システムとしては、業務に直接関係のない機能となるため、住民記録システムを所管する課がすべて面倒をみるというのも逆に負担となる可能性がある。住民記録システムの標準仕様書と切り離して議論することが必要なのではないか。

→標準仕様書の範囲に含むことが難しい機能に関して、別途議論が必要となる可能性もあると認識した。

○住民記録システム標準仕様書4.1.1.2再転入者の【考え方・理由】において、「誤って新規扱いとしてしまった場合、新規転入者のまま扱うことを許容する」旨が記載されているが、系統的にどのように処理する想定としているか。また、標準準拠システムからの連携において、即時連動でなく夜間バッチ等による連携となることを想定しているが、タイムラグが発生するため、前日以前の情報を最新の情報として扱うという解釈でよいか。

→システム面の要求水準については標準非機能要件にて記載しており、適切なバッチ処理や可用性等は非機能要件で定めているところである。一方どういった機能が必要となるかという点については、各府省にて検討されるものと認識している。(デジタル庁)

→機能としてベンダーがどのように実装していくかというところについては、デジタル庁による横並び方針における検討も必要となるかもしれない。一方、標準化を進めていく府省の立場としては、実現方法はベンダーによる部分であるため、当該記載のまま仕様書としては固めたいと考えている。

【指定都市要件】

■市区町村コード便覧の管理について

○資料2P.3の記載の要件に関して状況を確認したい。事業者から実装が厳しいという意見などはあったか。

- 1.0版から実装不可機能として整理していたが、実装面の難易度により実装不可としたわけではないと推察される。1.0版時点では、デジタル手続法が施行された直後ということもあり、デジタル手続法の内容が正しく反映できておらず、様々活用できる前提で記載されていたのではと考えている。そもそもデジタル庁より各省へ政令市要件の見直しに当たっては、ベンダーに事前にスクリーニングをしていただいている状況であると認識しているため、ベンダー観点からは特に課題となる機能ではないと認識している。
- 市区町村コードの辞書機能にあたるものについては住民記録システムだけで持つものではないとも考えられるが、デジタル庁にて何かしら検討されているか。
- アドレスベースレジストリとの関係について、デジタル庁全体で整理を進めている。コードの活用や各標準仕様書への反映については、総務省と連携し、引き続き協議を進めていく予定である。当該記載については、ベンダー含め実装不可機能としての記載は削除いただきたいという意見があったため実装不可機能から削除したものとなる。(デジタル庁)
- 標準仕様書自体がホワイトリスト形式であるため、実装不可機能から削除されたとしても実装できない機能のままではないか。
- 「サーバに市町村便覧コードを持つ」という要件について、そもそも住民記録システムにて管理するものではなく、住民記録システム標準仕様書の範囲外の機能であると認識している。住民記録システムに機能を持たせるという意図ではなく、住民記録システム外で管理する当該コード情報は利用できるという意図で、当該修正を実施する考えである。また、成年被後見人異動通知の諸元表にて市区町村役場住所を宛名として使用する記載があることも踏まえ、住民記録システムの外にある市区町村コード便覧を引用することはできると考える。
- 住民基本台帳事務に限るシステムの機能として整理していると認識している。住民基本台帳事務に限定して利用される機能でないため、標準仕様書にあえて記載しないと理解した。(分科会長)
- 承知した。ただ、「主なご意見」の趣旨としては帳票への印字まで含めた意見と読めるため、「管理」することとは別に、印字等への対応について検討する必要があると認識している。

■支援措置対象者に関するエラー（エラー番号20）について

- 資料2P.5のエラー機能について、政令市でない自治体については、アラートでよいということか。
- 政令市以外の自治体においても、エラー機能を実装いただく考えである。
- 承知した。本市において、当該担当課が支援措置のエラーを解除後、再度エラーの登録をし忘れてしまい、証明書を発行してしまったケースがあった。現在

はアラートで注意喚起をしながら証明書を発行している状況であるが、エラーとする場合、抑止解除するための手続が必要であることから、多くの自治体アラートで対応しているのではないかと考える。

→APPLICとも協議をした点であるが、アラートとするのではなく、抑止解除の一定時間経過後には、証明書等が出力できないよう機能を実装することも可能と考える。解除状態が続かない形で実装いただくことが望ましいと考える。

○資料2P.5の個人番号カードの有無に関する意見について、特例転入に当たっては世帯員のだれかが個人番号カードを所持していればよいと、世帯員全員の個人番号カード所持状況を確認できない、という意見だと認識している。特例転入の異動届における余白欄は標準仕様書の範囲外なので、余白欄で何らかの対応ができればよいのではと考える。

→転出証明書情報にて、カードの所持情報は確認できると認識している。世帯主が個人番号カードを持っていないが世帯主が届出をする場合などについては、転出窓口側で特例転入を利用した転出を案内する等の運用でカードを所持している場合は特例転入を利用した転出に寄せて対応できるとよいのではないかと考える。

○転出証明書情報を確認すれば交付状況はわかるが、それでも転出証明書に記載してほしいという意見と認識している。転入側で確認する方法として、届出の余白欄を利用することは否定しないという認識で問題ないか。

→余白欄を利用することは妨げないという認識である。

■その他政令市に関する意見について

○政令指定都市の取組に関しては構成員として参加していたが、政令市の中から出てきている意見の中には細かい粒度の意見もあり、政令市だけでなく一般市等に適用できる観点が上がっていると考えている。

→政令市によっても規模や歴史が異なる場所であるため、行政事務のやり方にもさまざまなバリエーションがあると認識している。また、指定都市だけでなく中核市等にも対応する意見はあると認識した。

【振り仮名について】

○資料外01P.17について、当市では印鑑登録証明書に振り仮名は印字していないため、振り仮名を印字しない整理で問題ないと考えている。

○当市においても振り仮名を印字していないため、行政の立場としては必要性をあまり感じない。一方で、受け取り側（銀行や保証人等）のニーズにより、必要性を検討する必要があるのではと考える。

○印鑑登録証明書の件だけではないが、令和7年度までに対応する必要がある標準仕様書として、どこまでの範囲の内容を定めていくものなのか、またベンダーのシステム構築が間に合うのか、ということは懸念している。

- 振り仮名の法制的な整理については、新法公布より 2 年以内に政令で定めた日に施行され、新法施行日より起算して 1 年以内においては振り仮名の届出が可能であり、新法施行日より起算して 1 年を経過した日に職権で戸籍に記載するという扱いになる。よって公布の日から 3 年後に職権記載される想定ではあるが、具体的には今後の検討となる。また、戸籍における振り仮名については候補を国民へ通知することとしている。公的個人認証サービスについては公布から 3 年以内に政令で定めた日に施行される。職権記載された日に振り仮名が連携される想定である。
- 標準準拠システムにてどこまで振り仮名を持つべきなのかという点においては、現行システムでは公証されていないフリガナを持つことにはなっているものの、物理的には、当該フリガナを振り仮名として引き継ぐことができるのであればシステムの対応負荷はそれほど大きくないのではないかと考える。他方、今回の法改正では、振り仮名について、本人への確認が必要となってくるため、開発そのものよりも職員の業務量やデータクレンジングという観点で負担が大きいため、慎重に検討を進める必要があるのではと考えている。
- 各ベンダーが、仕様書が固まることを待っているのではないかと危惧している。現状の仕様書ベースに検討を進めていただくよう、促していただくことも必要なのではないかと考えている。
- 特に氏名の振り仮名公証フラグの在り方等、各自治体においてそれぞれの実施方法とならないように検討しなければならない。
- 外国人住民のフリガナについて、住基ネットには連携しないという認識でよいか。
- 外国人の氏名の振り仮名についてはこれまで通りの対応となるため、事務的にフリガナを振った場合については住基ネットにあげていただく形になる。
- 住民票の写しとしては印字されないが、住基ネットにはあげるという認識でよいか。
- 便宜的にフリガナを振った上で、証明書として出力したいということであれば、括弧書きの形で、出力することは妨げないこととしている。
- 住民記録システムにおいて現在もフリガナを持っているため大きな変更はないと認識していたが、機能別連携仕様に戸籍情報システムから住民記録システムへの振り仮名連携を入れる必要があるのではないかと。またそうなった場合、住民記録システム側で振り仮名を登録してもよいものなのか。
- 基本的には現状と大きく変わることはなく、例えば出生の場合は届出があった場合振り仮名を記載することになると考える。ただし、戸籍に届け出た段階で振り仮名が住民記録システムにも反映されるという考えであるため、後から振り仮名が修正された場合は法第 9 条 2 項通知で連携される想定である。
- 戸籍側で職権記載を行う前の時期において、住民票の写しを取る際に振り仮名が印字されていない場合、本籍地に届け出る必要があるか。

- 届出を実施する必要はあるが、戸籍の届出自体はどの市区町村でも可能であるため、その場の戸籍窓口で併せて戸籍の届出を提出することになると想定する。
- 転入予約等について、マイナポータルから申請する場合、現在は本人のフリガナを入力するタイミングがないため、フリガナなく情報が連携される。マイナンバーカードに振り仮名が格納されるということであれば、今後申請情報として振り仮名が含まれるという認識でよいか。
- 転出証明書情報として送付された情報と転入予約情報を組み合わせてプリ印字の転入届が作成される。振り仮名は転出証明書情報として含まれる想定であるため、基本的には振り仮名は含める方向で調整されるのではないかと考える。

以上